

禁酒法

市川 浩

電子媒體の時事政談番組、反対論殆ど無き布陣にての大合唱、遂に首都東京に五輪期間中を含む緊急事態宣言発令となれり。其の内容は夜間の飲酒禁止を主體とし、違反店舗への罰則強化に加へ、金融機關との取引の停止ちやうじを含む強權の發動を示唆す。流星に之は惡質の人權侵害との批判に、西村擔當大臣は苦澁の撤回を表明す。更に酒類卸賣業者に對しても違反者への供給停止を求むる監督官廳等を通じての事前通達發行も明かとなり、同大臣重ねての謝罪撤回の失態となり、大衆報道この時とばかり政府批判を強化す。

大臣に失態ある時、早々と謝罪、撤回せるは當然とは言ひ條、そこに至る過程に同大臣と具體的政策立案者との間に意識の差を感じたり。其の差は飲酒を惡とする感性ならずや。千九百十九年米國は禁酒法を發令、以後同三十三年（昭和八年）廢止に至る迄の間、酒の密造と密賣は巨大の闇金融を主體とする裏社會跋扈すと云々。されど當時同法制定に盡力せる議員は本氣にて酒無き社會に理想郷を信じたるを疑はず。

顧みば昨年夏頃より「夜の町」へのコロナ嫌疑始り、科學的證據とて、飲酒による話し聲の大音化によるウイルスの飛翔擴大、更には最新巨大の電算機「富嶽」を利用しての類推イシヨシ演算の結果を踏へたる飲酒時飛沫の室内長期滞留の可能性指摘せらるゝに及び、飲み屋惡玉説は次第に牢乎となり、禁酒法的行政見解廣がりたるに非ずや。

されどこの見解は例へば飛沫ウイルスに對する酒中アルコールの殺菌効果の程度などの傍證に加へ、少くとも毎日發表せらるゝ新規感染者の内何名が數日前の居酒屋訪問者なれるか等の檢證を要す。更に最近の醫學的治験とて我が耳に入りたる二件あり。その一件はマスクは不織布製が效果的なりとし、他の一件は廁トイレにウイルスの殘存多しとのことなり。科學的對應としては先づマスクに就き飲み屋にての不織布マスク利用の義務付けあるべくも、使ひ捨て原則の同マスクの國內生産供給果して可能なりや。廁に就きては飲み屋は固より、公衆廁に就きても特に最後の手洗ひ設備の整備並びに其の效果的使用法の徹底など

を要すべく、疫學専門家による判り易き解説指導求めらるべし。之らは酒類提供業界に對する過度の有害事業視を幾らかでも緩和すと期待せらる。然れど我が電視選擇の不適によるらむか、大衆報道を通じてはかゝる情報は何も得られず。折角社會問題の科學的解決の好機を逸しつゝあるを憂ふるのみ。

本稿送附直前、今週の「週間新潮」二十九號「暴走西村大臣は自己奉仕バイアス」の記事中東京大學大学院米村滋人教授の「當て推量の一律規制」に對する批判に米國禁酒法の御紹介あり。拙稿にては擔當大臣の記者會見以前に其の内容が既に關係省廳より通達濟の事態を、禁酒の推進ならば、先走りも可としけむ心情と推測し、「禁酒法的」と表現せり。

(令和三年七月二十二日受附)